

米沢市猫の避妊手術費補助金

補助金の交付申請から交付までの流れ

1. 補助金交付申請書の提出

補助金の交付を希望する場合は、必要書類を添えて米沢市へ提出してください。

必要書類

- ☐ (1) 補助事業に係る事前協議書 様式第1号 ①



事前協議で了承を得たら(2)を提出

- ☐ (2) 補助金交付申請書 様式第2号 ②

振込先の金融機関の通帳の写し (口座名義人、口座番号等が記載されている部分)

注意事項

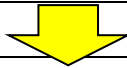
※ 補助金の事前協議書・交付申請書の提出は、手術前に行ってください。

※ 手術後の申請は、補助金の対象外となりますので、ご注意ください。



2. 補助金の交付決定（交付決定通知書による通知）

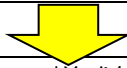
申請内容を審査した上で交付金額を決定し、申請者の方に通知します。



3. 補助事業の実施

交付決定を受けた補助事業（避妊・去勢手術）を実施してください。

なお、手術後「実績報告書」に獣医師から必要事項を記載していただってください。



4. 実績報告書の提出 様式第3号 ③

補助金の交付決定を受けた後は、手術日から20日以内に必要書類を添えて米沢市へ提出してください。

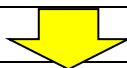
必要書類

- ☐ (1) 事業実績報告書 ☐ (2) 領収書の写し



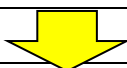
5. 補助金の額の確定（額の確定通知書による通知）

実績報告書を審査し、内容が適正であれば、補助金の交付が確定したことを申請者の方に通知します。



6. 補助金の交付

補助金の交付が確定した後で、補助金の交付を行います。



7. 補助金の振込

補助金が口座へ振り込まれます。